

猟銃用火薬類委託保管契約書
(委託保管期間限定及び廃棄依頼特約付き)

委託保管受託者（以下、甲という。）及び委託保管依頼者（以下、乙という。）は、この契約書の定めるところにより猟銃用火薬類（以下、火薬類という。）の委託保管の契約を締結する。

この契約書は、双方1通ずつ保管するものとする。

(契約の当事者)

平成 年 月 日

委託保管受託者(甲) 社(店)名
代 表 者 ⑩
住 所

委託保管依頼者(乙) 氏 名 ⑩
住 所
(連絡先電話番号)

(委託保管の期間)

第 1 条 本契約に基づく火薬類の委託保管の期間は次のとおりとする。

ただし、委託保管の期間は一年を超えない法に定める範囲内とする。

委託保管期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(委託保管の種類、及び数量)

第 2 条 委託保管する火薬類の種類は次のとおり。

火薬類の種類	散弾実包	ライフル実包	銃用雷管	無煙火薬	黒色火薬
火薬類の数量	個	個	個	グラム	グラム

(火薬類の受払の方法)

第 3 条 乙は、火薬類の預け入れ及び払出しの際は、銃砲所持許可証を提示すること。提示のない場合は、甲は引受け及び払出しを拒否することができる。また、代理人の受領はできないものとする。

(免責事項)

第 4 条 甲は、天災地変その他不可抗力に起因する一切の損害については、その責めを負わないものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、乙の委託保管された火薬類に損害が生じた場合には、甲が損害賠償の責を負う。ただし、保管管理中に発生する実包等の変質、錆出等についての責任は負わないものとする。

(委託保管満了の措置)

第 5 条 第 1 条の委託保管期間が超えた場合は、乙は甲に保管している火薬類を 10 日以内に引き取らなければならない。又、委託保管期間が超え引取り日までの保管料は乙が負担する。

2 前項により、乙が引き取らない場合、甲は当該火薬類を廃棄処分とする。そのために本契約時に、乙は実包・空包等については社団法人日本火薬銃砲商組合連合会広域認定制度の「不用実包等廃棄依頼書」、無煙火薬・黒色火薬は廃棄に関する委任状を甲に提出することとする。

その場合の廃棄処分料金は乙が負担する。

3 委託保管契約中に、火薬類に適合する猟銃を所持しなくなったとき、若しくは所持できる期間が満了したときは、委託保管契約が満了したものとみなす。

(保管料及び支払条件)

第 6 条 保管料は別途定めた料金とする。

2 前項の保管料は前払いとする。

(協 議)

第 7 条 この契約に規定のない事項、若しくはこの契約に関する紛争解決は、双方信義誠実をもって協議する。